

令和4年 第2回定例会

10月27日(木)

令和4年第2回定例会会議録目次

1	会議録署名議員の指名	3
2	会期の決定	3
3	行政報告	3
4	議案第7号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例	6
5	議案第8号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	6
6	議案第9号 令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について	11
7	議案第10号 令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）	22

令和4年第2回多摩六都科学館組合議会
定例会 会 会 議 録

○期 日 令和4年10月27日(木)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番	福室英俊君	2番	川里富美君
3番	石橋光明君	4番	下澤由起夫君
5番	友野和子君	6番	原和弘君
7番	間宮美季君	8番	鴨志田芳美君
9番	小幡勝己君	10番	田中のりあき君

○出席説明員

管理者 池澤隆史君

監査委員 森政史君

会計
管理者 北原寛喜君

事務局長 手塚光利君

管理課長 豊田和徳君

○議会職員出席者

書記 小菊 繭君

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第7号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第8号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第9号 令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 議案第10号 令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）

令和4年第2回多摩六都科学館組合議会定例会

令和4年10月27日(木) 午前10時00分開会

○議長(間宮美季君) それでは、定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

○議長(間宮美季君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、議長において、第10番 田中のりあき議員及び第1番 福室英俊議員を御指名いたします。

○議長(間宮美季君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(間宮美季君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(間宮美季君) 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。池澤管理者。

○管理者(池澤隆史君) おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

令和4年第1回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、入館者数等の状況につきまして御報告いたします。

令和4年4月から同年9月までの入館者数は10万4,956人で、前年度と比較いたしますと4万282人、率で62.3%の増となっております。

次に、9月28日に実施いたしました定期監査、例月現金出納検査、決算審査について、御報告いたします。

定期監査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第2条第1項の規定に基づき、令和4年4

月から同年8月までの財務に関する事務執行状況等の監査でございます。

例月現金出納検査は、同監査委員条例第4条の規定に基づく令和4年6月から8月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。

その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。また、同日には令和3年度の一般会計歳入歳出決算審査も併せて実施しておりますが、その結果につきましては、後ほど森監査委員から報告をしていただきます。

次に、指定管理者の管理運営状況の報告でございます。

事業実施、施設設備管理、自主事業等においては、引き続き利用者の皆様の安全・安心を第一として、感染防止策に取り組みながら管理運営を行っているところでございます。

実施事業につきましては、令和4年3月5日、6日の2日間、開館28周年を記念として、圏域市民の皆様がより科学館に親しんでいただけるよう「たまろくとオンライン市民感謝デー」を開催いたしました。こども科学Zoom相談や、オンライン天体観望会、プラネタリウム解説員のお仕事見学を実施し、2日間で約660世帯の圏域市民の皆様がオンラインにて御参加いただきました。

また、令和4年7月23日から同年9月4日まで夏の特別企画展「見てみるかい？おくぶかい！貝の世界」を開催し、約3万7,000人の方々に来場していただきました。

最後になりますが、現在、科学館は、新型コロナウイルスの影響により利用制限などの感染防止策を講じながらの運営のため、利用者数は令和元年度に比べますと減少している状況でございます。

組合といたしましては、これからも指定管理者と協力いたしまして、圏域市民の皆様の御理解と御支持をいただける科学館を目指してまいります。

組合議員の皆様には、引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（間宮美季君） 以上で行政報告は終了いたしました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

9番 小幡議員。

○9番（小幡勝己君） ありがとうございます。先ほどの現金出納検査のことについて報告がございまして、ちょっとわからないので教えてほしいんですけども、この検査の対象が4年度は6月分から8月分と1ページにはなっているんですが、最後の3ページ目には4月

分から8月分までとなっております、ただいまの市長のお言葉では6月から8月になっていましたけれども、これをちょっと教えていただけますか。

○議長（間宮美季君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの小幡議員の御質問についてお答えいたします。

先ほど行政報告で管理者が報告をさせていただきました件につきましては、例月現金出納検査と、あとは定期監査の結果についての御報告をさせていただいております。それぞれ異なる監査を同日に実施したということございまして、例月現金出納検査については年4回やっている現金出納事務の検査ということになります。

それで、9月に実施した分につきましては、監査の対象範囲が令和4年の6月分から8月分までの現金出納事務で、また、定期監査につきましては、年1回に実施している監査になりますが、こちらにつきましては、4月から8月までの分の財務に関する監査ということでの実施になります。ですので、対象範囲につきましては、それぞれ異なる監査となりますので、対象期間については異なるということになります。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 小幡議員。

○9番（小幡勝己君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑ございませんでしょうか。

鴨志田議員。

○8番（鴨志田芳美君） この場面でいいのかなと思いながらちょっと伺いたいんですけれども、先ほど、コロナの影響で防止策も含めて利用数が減少しているということと、あとは人数制限をしているということもありました。これまでも何度か質疑の中でも取り上げられていたので改めて伺いたいんですけれども、この期間の中で人数を超えて一定時間お待ちいただく、というような状況はありましたでしょうか。

○議長（間宮美季君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの鴨志田議員の御質問についてお答えいたします。

ただいま科学館のほうでは、皆様の安心・安全を第一にしまして、感染防止策に取り組んでいるところでございます。それで、御質問につきましては、そのような利用制限が感染防止策の1つということになりますが、それによりましてお客様がお待ちになったというのは、令和4年度につきましては2回ほどございました。これは7月、夏休み期間中1回と、あとこの間、9月の連休で1回ございました。大体1時間から4時間程度人数制限でお待ちいただくような状況ではございましたが、大体皆様15分ぐらいお待ちいただいて、すぐに御入館

いただけるというような状況でございます。

また、人数制限につきましては、ただいま科学館のほうも館内の滞留者数を900人というような形で大分緩和をしております。また、プラネタリウムにつきましても、定員の234人のコロナ前と同じ定員で御対応をさせていただいておりますので、なるべくそのような事態が発生しないよう、こちらのほうも配慮しながら進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（間宮美季君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議長（間宮美季君） 日程第4「議案第7号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第5「議案第8号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第7号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の育児参加休暇の取得要件を改め、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第8号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律などの改正に伴い、職員の育児休業等に関し、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第7号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第8号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足して一括して御説明を

いたします。

なお、説明の順番につきましては、育児休業制度等の改正に関しまして関連性の高いものから順に御説明いたしたく、議案番号とは順番が逆となりますが、議案第8号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から先に御説明をいたしたいと思います。

また、御説明に使用いたします資料につきましては、資料2、議案第7号・第8号関係資料「育児休業制度等の改正に伴う条例改正案概要」に沿って御説明をさせていただきます。

それでは、議案第8号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律などの改正に伴い、職員の育児休業等に関し、規定を整備するものでございます。

まず、資料2、議案第7号・第8号関係資料「育児休業制度等の改正に伴う条例改正案概要」の裏面をごらんください。

育児休業制度等の改正に伴う条例改正案の概要でございます。こちらにつきましては、今般改正されました育児休業制度等の全般的なものをお示ししております。

向かって右側が、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による制度の変更点でございます。主な内容といたしましては、育児休業の取得回数制限の緩和でございます。現行では原則1回までの取得回数を2回まで可能とするものでございます。また、この2回までの育児休業に加えまして、子の出生の日から57日間、子の出生後8週間以内の育児休業につきまして、現行の1回までの取得のところ、2回まで取得可能となるものでございます。

次に、左側でございますが、こちらは今回御審議いただく法改正に基づく条例改正事項となります。上から順に、育児休業等計画書の削除、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、さらに、育児参加休暇の取得期間の拡大となります。

これらを踏まえまして、多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、表面にお戻りいただきたいと思います。主な改正内容でございます。

議案第8号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明をいたします。

ア、育児休業等計画書を削除いたします。現行では、育児休業の取得回数は、同一の子に

ついて原則1回としており、再度の育児休業を取得するためには、条例で定める特別の事情のうち、育児休業を取得する計画について「育児休業等計画書」を任命権者に提出し、承認を受けることが要件となっております。

このたびの法改正により、育児休業の取得回数制限が緩和され、特別の事情にかかわらず原則2回まで育児休業を取得することが可能となることから、当該特別の事情から育児休業等計画書を削除するものでございます。

イ、妊娠・出産等についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置でございます。

1点目、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠・出産等を申し出た職員に対しまして、個別に制度等を周知するとともに、職員の育児休業に係る取得意向の確認を行う措置を講じます。

2点目、職員からの育児休業の申出・取得が円滑に行われるよう勤務環境を整備いたします。

このたびの法改正によりまして、ただいま御説明いたしました内容を条例で定めることが求められていることから、本条例第16条及び第17条に規定を追加するものでございます。

ウでございます。非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和いたします。

1点目、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」との要件を廃止いたします。これにより、新たに採用された非常勤職員であっても、これらの休業等の取得が可能となります。

2点目、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合の要件を緩和いたします。非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでないとの要件につきまして、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和いたします。

これは、男性の非常勤職員が育児休業を取得する際のことを想定しておりますが、出生後8週間以内に育児休業を取得する場合、その任期が子が1歳6か月に達する日まででなくてはならなかったものが、誕生日から起算して8週間と6月までの任期があれば取得が可能とするものでございます。要件となる任用期間が短縮されることにより、より育児休業の取得が容易になるものと思われまます。

3点目でございます。非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関し、所要

の措置を講じます。今般の改正におきまして、育児休業の取得開始可能日を一部見直し、子が1歳（ただし、一定の要件に該当すれば1歳6カ月）到達日の翌日からでしか育児休業を取得できなかったところ、改正後は、当該年齢到達日の翌日に限らず、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前を育児休業の開始日にできることといたします。これにより、期間途中に夫婦交替での取得も可能となります。夫婦共同での育児、子育ての機会が増えるなど、育児休業の柔軟な取得が可能になるものと考えております。

本条例の施行日につきましては、公布の日からを予定しているものでございます。

続きまして、下段をごらんいただきたいと思います。下段にございます2、議案第7号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明をいたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の育児参加休暇の取得要件を改めるため、規定を整備するものでございます。

改正内容につきまして御説明をさせていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児参加休暇を取得することができる対象期間につきましては、現行では産後8週間を経過する日までとしているところがございますが、改正後は、子が1歳に達する日までに期間を拡大するものでございます。

本条例の施行日につきましても、公布の日からを予定しているものでございます。

なお、資料3、議案第7号関係「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」、資料4、議案第8号関係「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表」につきましては、条項ごとに改正内容を整理させていただいてございます。左側が改正案、右側が現行となっております、改正部分にはアンダーラインを引いてございます。後ほど御参照いただければと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（間宮美季君） これより一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番 下澤由起夫議員。

○4番（下澤由起夫君） どうもありがとうございました。2点ほど質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、これは両方にかかるんですけども、育児休業の取得の状況ですね。それから育児参加休暇の取得の状況、最近の状況をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点目は、非常勤職員が今度対象拡大ということで、緩和されるというこ

とで、これから利用促進されると思うんですけども、どのぐらい見込まれるのかというのを伺いたいというふうに思います。

あと、それに関連するんですけども、育児参加休暇、要件の緩和はいいんですけども、依然として5日という日数になっているんですけども、この見直しは検討されなかったのかというのをちょっと伺います。それは、消化の状況にもよると思うんですけども、そこら辺のところを含めて伺いたいと思います。

○議長（間宮美季君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの下澤議員の御質問について2点ございましたので、お答えさせていただきます。

まず、取得状況についての御質問であったと思います。育児休業と育児参加休暇の取得状況についてでございますが、育児休業につきましては、過去に1度ございました。こちらの組合の職員が、ただいま常勤職員が4名、非常勤職員が再任用の短時間勤務職員を含めて3名というような組織になってございます。そのようなことから、ただいま申し上げました取得状況ということになってございます。

また、非常勤職員の取得要件の対象の拡大に伴うことについてでございますが、非常勤職員の人数については、先ほど3名とお伝えいたしました。ですので、今回の改正によりまして、取得要件に該当する職員の方はいらっしゃる状況でございます。これからまた将来的に出てくるものかというふうに考えております。

最後の育児参加休暇の5日間の取得の範囲についての御質問につきましては、特に今回は見直しはしていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 下澤議員。

○4番（下澤由起夫君） よくわかりました。国のほうの施行に伴いということなので、きちんと規定を整備されるということで、十分理解できました。ありがとうございました。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（間宮美季君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（間宮美季君） 日程第6「議案第9号 令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第9号「令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第9号「令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、補足して御説明をいたします。

恐れ入りますが、決算書の1ページをお願いいたします。本決算は、歳入歳出予算現額4億5,115万7,000円に対しまして、歳入決算額4億5,435万5,697円、歳出決算額4億4,343万9,710円でございます。歳入歳出差引残額及び翌年度繰越額は同額で、1,091万5,987円となっております。

内容の説明につきましては、恐縮ではございますが、主なものについての説明とさせていただきます。

初めに、歳入について御説明をいたします。

事項別明細書12、13ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金は、予算現額4億1,800万円に対し、調定額、収入済額とも4億1,800万円となっております。

なお、13ページの備考欄に構成市別の負担金額がございますので、御参照をお願いいたします。

第2款使用料及び手数料は、予算現額16万2,000円に対し、調定額、収入済額とも23万4,118円となっております。

なお、13ページの備考欄に行政財産使用料の内訳がございますので、御参照をお願いいたします。

第3款財産収入は、予算現額2,000円に対し、調定額、収入済額とも400円で、基金の利子収入でございます。

14、15ページをお願いいたします。第5款繰入金は、当初予算額3,011万3,000円から262万4,000円を減額補正し、予算現額2,748万9,000円に対し、調定額、収入済額とも2,748万6,768円となっております。

第6款繰越金は、当初予算額200万円に349万円を増額補正し、予算現額549万円に対し、調定額、収入済額とも549万896円となっております。これは、前年度の決算剰余金によるものでございます。

第7款諸収入は、予算現額1万3,000円に対して、調定額、収入済額とも1万8,755円となっております。

なお、15ページの備考欄に内訳がございますので、御参照をお願いいたします。

第8款国庫支出金は、予算現額0円に対し、調定額、収入済額とも262万4,760円となっております。これは、国庫補助であります令和2年度文化芸術振興費補助金を受けたことによるものでございます。

なお、15ページの備考欄に内訳がございますので、御参照をお願いいたします。

以上の結果、歳入は、当初予算額4億5,029万1,000円に86万6,000円を増額補正し、予算現額4億5,115万7,000円に対し、調定額、収入済額とも4億5,435万5,697円となっております。

続きまして、歳出でございます。16、17ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額147万7,000円に対し、支出済額128万4,893円、不用額19万2,107円となり、執行率は87.0%となっております。

第2款総務費は、当初予算額1億2,527万3,000円に186万1,000円を増額補正し、予算現額1億2,713万4,000円に対し、支出済額1億2,082万7,318円、不用額630万6,682円で、執行率は95.0%となっております。

不用額の主なものは、第1項第1目一般管理費の職員手当等、共済費及び需用費・修繕料の実績によるものでございます。

18、19ページをお願いいたします。第10節需用費は、支出済額799万7,875円で、修繕料が主な内容となっております。

第12節委託料は、支出済額368万1,480円で、主な内容は、組合事務室ネットワーク保守管理業務、統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務などでございます。

第13節使用料及び賃借料は、支出済額1,900万1,432円で、主な内容は、展示棟GHP空調設備リース、EHP空調設備リースなどでございます。

第14節工事請負費は、支出済額266万4,200円で、内容は、プラネタリウムドーム排煙装置改修工事、科学学習室空調換気設備更新工事などでございます。

第24節積立金でございますが、財政調整基金につきましては、令和2年度の決算剰余金の2分の1相当分、施設整備基金につきましては、当初予算額4,556万2,000円などを積み立てております。

20、21ページをお願いいたします。続きまして、第3款事業費は、当初予算額2億9,098万2,000円から99万5,000円を減額補正し、予算現額2億8,998万7,000円に対し、支出済額2億8,983万6,534円、不用額15万466円、執行率は99.9%となっております。

事業費の主な内容は、第1項第1目運営事業費、第10節需用費の展示物「クイズラリー」修繕110万円、全天周デジタル映像装置プロジェクター修繕26万4,000円、第12節委託料の指定管理者業務、第13節使用料及び賃借料のプラネタリウム全天周デジタル映像システムリースなどでございます。

第4款公債費につきましては、駐車場用地購入のため借り入れた東京都区市町村振興基金の償還元金及び償還利子でございます。

以上の結果、歳出合計は、当初予算額4億5,029万1,000円に、86万6,000円の増額補正により、予算現額4億5,115万7,000円となり、これに対し、支出済額は4億4,343万9,710円、不用額は771万7,290円で、執行率は98.3%となっております。

22ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が4億5,435万5,697円、歳出総額が4億4,343万9,710円、歳入歳出差引残額が1,091万5,987円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も1,091万5,987円となっております。

24、25ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

3の基金につきましては、令和3年度末において、財政調整基金が1,635万9,743円、科学館施設整備基金が1億2,967万2,114円となっております。前年度と比較し、財政調整基金は10.4%の増、科学館施設整備基金は17.5%の増となっております。

以上、概略ではございますが、令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（間宮美季君） 続いて、監査委員の審査報告を求めます。森監査委員。

○監査委員（森 政史君） おはようございます。監査委員の森でございます。よろしく願いいたします。

それでは、令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算審査につきまして御報告を申し上げます。

お手元の審査意見書をごらんください。

1ページ目でございますが、令和3年度の決算審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和4年9月28日に多摩六都科学館2階201会議室におきまして、川里監査委員とともに実施をいたしました。

審査の対象は、1ページ、(1)から(4)のとおりでございます。

審査は、管理者から提出されました「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」、これらが関係法令に準拠して作成されているか、事務事業に係る予算の執行について、適切な手続を経て適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に関係書類と照合し、必要な事項は関係職員に説明を求めて実施をいたしました。

その結果、審査に付されました令和3年度一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、誤りや不適切な点は認められないことを確認いたしましたの

で、その結果につきましてここに御報告を申し上げます。

なお、審査結果の記載は、1ページから6ページに記載のとおりでございます。

7ページに意見を付してございますが、要約を申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月25日より同年5月31日まで臨時休館したことに加えて、同年6月1日からの再開後も利用制限など感染防止策に取り組んだ上での運営となりました。

利用者数は延べ13万9,593人となりまして、前年度に比べて56.1%の増となりましたが、歳入決算額及び歳出決算額は前年度を下回っております。これは、令和2年度に新型コロナウイルスの影響により、指定管理者事業継続支援分として、構成市から臨時的財政支援を5,000万円受けたことが減少したことによります。

これにより、歳入では、分担金及び負担金が前年度から5,000万円減の4億1,800万円となりました。同じく連動して、歳出の事業費の指定管理者業務委託料が2億7,729万5,334円となりまして、前年度から5,000万円の減となっております。

利用料金収入の減収により懸念されました諸収入は、指定管理者利用料金還元金の実績がなかったため、前年度に比べて1,151万5,421円の減となっております。

一方で、先ほどの説明にもございましたが、国の補助金262万4,760円の活用に着目するなど、コロナ禍で自主財源の確保が厳しい状況において、財源確保に取り組まれた姿勢を評価いたします。

また、地元の民間事業者から寄附金50万円の支援が頂けたことは、当科学館が圏域市民をはじめ地域にとって身近な存在の生涯学習施設であると位置づけられているということがうかがえるものでございます。

また、補足ではございますが、不用額につきまして精査いたしましたところ、合計で771万7,290円ございましたが、これは職員給与、需用費などの実績によるものでございました。

最後となりますが、当科学館は建築後28年を経過しているため、施設の老朽化対策が大きな課題となっております。これからも大型空調機の更新など施設改修費の増加が見込まれておりまして、引き続き予算の執行に当たりましては、経済性、効率性を追求し、計画的な施設改修が実現できる財政基盤づくりに努められますよう要望するものでございます。

以上、簡単ではございますが、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（間宮美季君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。御質疑ございますか。

鴨志田議員。

○8番（鴨志田芳美君） それでは、大きく3点伺ってまいりたいと思います。

大きな1点目として、今もございましたとおり、大規模修繕についてです。財政調整基金の残高と施設整備基金の残高についても御説明があったところなんですけれども、多摩六都科学館組合財政計画ということで、その当時ですけれども、平成31年から平成35年度ということ立てられている。

その3ページを見ているわけなんですけれども、その数字と、そして今回出された数字を比較しても、達成できている財政調整基金と、施設整備基金のほうは、簡単に計算すると100万円弱ですか、80数万円足りないところだということで、ほぼ達成しているという状況なのかなと思って見ているんですが、そこで伺いたいんですけれども、改めてスケジュール感というんでしょうか、こうやって計画を立てられているので、そのとおりに行くのかなとも思っているんですけれども、今後のスケジュール感と、あとは、ほかにも大規模な修繕が必要となるものとかがあれば、それについても伺ってまいりたいと思っています。このとおりに行くと考えていいのかについて伺います。

なぜこれを伺うかといえば、その次に伺いたいことになるんですけれども、予算として見込んでいるところで進められてもちろんいますけれども、この物価高ですとか、資材高騰などもあるというふうにも伺っていて、こういったところに影響してくるのか、大変心配されるところです。見込みどおり行くのかという不安が次の質問になるんですけれども、どのように想定されているのか。大丈夫そうだったらいいなという思いもありますが、伺いたいと思います。

大きく2点目です。感染症対策と、あとは利用方法の改善についてということで幾つか伺いたいと思います。

1点目は、感染症対策ということで、これまでの議会でも取り上げられてきて、丁寧に対策されているということは承知しているところなんですけれども、昼食時を私は伺いたいなと思って、マスクを外して飲食をするというところで心配な声も伺っていますので、改めて伺ってまいりたいと思います。

お弁当の持参をされて来場される方もいらっしゃるかもしれませんが、中のお店を利用されたり、土・日であればキッチンカーもある場合が多いのかなとも思っています。ここが館庭使用料に反映されているのか。そういうキッチンカーがそこに入るのかなというふうにも考えるんですが、何が聞きたいかといえば、昼食時に特化して感染症対策をどのようにされているのかが1点。

もう一つ、今、キッチンカーと言いましたけれども、やはりそこを目当てで来られて入館される。もしくは来場されて、キッチンカーがあれば利用したいという方もいらっしゃると思うんですが、1つは雨の心配です。雨が降った場合に、やはり外で食べにくいということで、利用数が減るんじゃないかなというところで、利用者の皆さんやキッチンカーの販売側からこういうふうにしていただければいいななんていう声が寄せられていれば、その内容について伺いたいと思います。また、そのお声があった際にはどのような対応をされてきたのかも、併せて伺いたいと思います。

大きな2点目の中の2つ目です。アスレチックの利用についてです。少し前になるんですけども、アスレチックを楽しみにして、入ってすぐ左側にある階段沿いのアスレチックを楽しみに行った小学生だったかな、お子さんがいて、使えなくて残念だと言って帰ってきたということで伺いました。現在の利用について、また、決算ということもありますので、昨年度はどういった声があったのか。この感染状況の中で仕方ないなという声が圧倒的だとは思いますが、そういったお声があれば伺います。

あわせて、これは再開していれば必要ないかなと思うんですけども、もし再開していないようであれば、人数制限をしたり、年齢制限をすることは一定期間であれば仕方ないなとも思うんですけども、楽しみにされているお子さんがいらっしゃるということも伺いましたので、工夫の余地はないか検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうかということが1点。

あとは、先ほど、オンラインでのイベントが開催されたと。感謝デーですかね、という御報告がありました。そこで質問したいんですけども、私、SNSの活用も積極的にされているなということを思っていたんですけども、インスタグラムでライブ配信をされていたのがすごくよかったなとも思っていたんですけども、最近あまり見かけなくて、私が見かけないだけなのかわからないんですが、どのように今後されていくのか、予定があれば伺います。

大きな3点目です。移動手段の充実について伺いたいと思います。利用者数についての分析をまずは伺いたいと思うんです。利用者数について、感染状況の悪化などにより来場が減少したということが数字でも出ていますけれども、この間でどのような層というんですか、子ども連れとか、高齢者層とか、マスクをできないような小さなお子さんを連れた御家庭だとか、感染すれば基礎疾患なども含めてですけども大変なことになってしまうということで控えられているとか、そういう顕著に現れている、減っている層があれば、分析があれば

ということですが、伺いたいと思います。

もう1つが移動手段の充実についてなんですけれども、少しずつ利用者も増えてきていると冒頭の御報告でもいただいたところですが、でも、一方で一定程度制限もあるということで、元通りとなるまでには、これから年末年始の感染状況の悪化も懸念されていることから、まだ先になるのかなというふうに考えます。

以前、感染の心配から、車がないという御家庭では公共交通ではなく自転車で来る方が増えるのではないかと考えまして、駐輪場に屋根をつけていただくことを求め、質問しましたけれども、難しいというお答えもいただいています。一方で、やはり利用したくても車や自転車がなくて、もしくは自転車があっても、雨の日などは利用しにくいという方にとっては、リムジンバスのようなものがあれば行けるという方もいらっしゃるのかなと思います。

公共交通だと不特定多数の方が乗ったり降りたりしますので、やっぱりリムジンバスがあれば、少しは安心だという声もあるのかなと思っています。多少の工夫と採算が取れない場合は、やはりそこも厳しいということも重々承知しているんですけれども、各自治体から科学館直通で走らせることができないかについて伺いたいと思います。

長くなりました。以上です。

○議長（間宮美季君） 御答弁大丈夫ですか。豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの鴨志田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、初めに御質問がございました大規模修繕の計画、今後の見通しです。基金との残高と合わせてということだったと思います。こちらのほうにつきましては、ただいま議員からも御説明がありましたとおり、基金の令和3年度末現在高につきましては、ほぼ財政計画に近い形で推移している状況でございます。ただ、こちらの基金につきましては、財政調整基金と施設整備基金の2つがございまして、施設整備基金につきましては、指定管理者の利用料金の還元金というものも一応見込んでいるものでございます。

ただ、先ほどの監査委員からの御報告もありましたが、令和2年度、令和3年度と利用料金収入が、やはり新型コロナの影響によりまして大分落ち込んでいるというのが現状でございます。そのため、利用料金還元金については、令和3年度と令和4年度についても基準額の9,000万円を超えていないという実績になりましたので、非常に残念なことではございますが、こちらのほうは収入がないということで、若干これからの基金の残高に影響が出てくるというふうに考えております。

このような状況から、この後予定しております大型空調機の大規模修繕等につきましては、財源の問題がこれから出てくるかと思われますので、その点を踏まえてこれからまた精査していきたいと考えております。

続きまして、物価高につきましても、ただいまニュース等でも報道されているとおり、こちらのほうとしてもその点を認識しているところでございます。専門業者の方などにもヒアリングをする機会などもございますので、そのようなときにお聞きする中では、やはり資材価格が高騰している、また、それによって納期が大分遅れるというようなお声を聞いております。ですので、これから本格的に計画作業をしていく中で事務局としても情報収集をして、また明らかな形になりましたら、それに対応していくということで考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、私からは、感染症対策に関連します御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、当館の感染症対策の基本となる考え方でございますが、今般、国の厚生労働省、それから文部科学省から出されております屋外・屋内でのマスクの着用について等々をベースとしまして、館内で指定管理者と私どもが一体化で適宜協議をして、展示物の休止でございますとか、換気の問題等を確認しているのが取り組みのベースとなっております。

お尋ねの点の昼食時の会食ということですが、まず昼食時の会食に関して一番考えなきゃいけないのは、学校に来ていただいている児童の皆さんの会食の関係です。これは、もとより各構成市における理解もそうなんですが、学校側のほうの対応というのが一番尊重される点でございます。

当館は、物理的には向かい合わない。子どもさんたちが必ず横に並ぶ形と、あとは学校のほうの御指導もございまして、皆さん、児童は黙食というんですか、静かに食べているような状況でございます。私の認識といたしましては、学校管理下における状態が当科学館においても具現化されていると考えてございます。

それから、館内のカフェでございますけれども、こちらのほうも席数を減少しています。席数を減らして密を避ける。それから、もちろん手の消毒を済ませていただいてからカフェに入る。それから、飲食時を除いてはマスクの着用の御協力をお願いしています。

あとは、当館のカフェに関しては館庭のほうに面していますので、外に通じるドアがございますので、できるだけそこを開けて、これから寒くなるとなかなか難しいんですが、換気

に努めております。

次に、キッチンカーの関係です。キッチンカーに関しまして、館庭を使用する際には、御指摘のとおり館庭使用料を、行政財産の使用料を頂戴してございます。雨が降った場合は、特段私どものほうに声は届いてございません。ただ、今議員から御指摘のあった点に関しては、指定管理者のほうにも報告いたしまして、注視してまいりたいと考えております。

続きまして、アスレチックの利用でございます。具体的には、当館の赤い階段を想定してお答えさせていただきます。こちらが使えなくて残念だというお声を頂戴しております。まさにあそこは子どもたちが、木の見やぐらという、館庭にもありますけれども、ああいうアスレチック的な、体験的な展示物として有効活用をこれからさせていただいていますので、今、当館の中でも、あの赤い階段は、これまで土足であそこに入ったり、あとはお手洗いを済ませたお子さんたちが入るということで懸念を示していたんですが、いかようにしてあそこが使用できるかということを検討してまいります。

それから、オンラインのイベントでございます。御指摘のとおり、SNSは積極的に活用するようにしております。議会のほうからも御指摘がございました教育教材に特化したようなプログラムの運用も今後も続けてまいりたいと考えています。インスタグラムでの活用に関して、私が、現時点での数量と質等の把握が、申し訳ございません、できておりませんが、インスタグラムのSNSの活用というのは、現下の状況においては積極的にすべきものだと考えておりますので、これにつきましても、指定管理者のほうに申し入れをさせていただきます。

続きまして、移動の手段でございます。利用者の方の顕著な層というのは、私どもでは、家族でありますとか、高齢者でございますとか、若い方々という全体的な利用者の方々の中で、年齢層等において顕著な落ち込みがあったというのは存じてございません。聞いてございません。

それから、移動手段でございます。議員からも先ほど御指摘があったように、自転車の駐輪場は建築基準法の関係がございますので、屋根の設置は困難ということでございます。

それから、御提案をいただきましたリムジンバスに関してなんですが、これは当組合の単独での事業となるのはかなり困難だと思われま。構成市の御支援、御理解があつて初めて可能となるものでございますので、今後の課題とさせていただくことで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 鴨志田議員。

○8番（鴨志田芳美君） 長く時間を取っているので、再質問は控えたいと思います。丁寧に答えていただいて、一定理解はできています。キッチンカーについて1点だけ付け加えて終わりたいというふうに思います。

キッチンカーについてなんですけれども、晴れていれば、テーブルと椅子を出していただいているという声もいただいている、それが助かっているというお声も併せていただいているところです。それはキッチンカーの販売側の方の声なんですけれども。

あわせて、雨の日も、実は丁寧に「中でいいですよ」とか声はかけていただいたこともあるんですということだったんですけれども、具体的にその方からはこうしてほしいという声はなくて、いつも丁寧に対応してくださっているという旨も伺いましたので、感謝をこの場で申し上げたいというふうに思っています。

あと、安心して利用できる方法について検討してくださっていると。これまでもしてくださっているんだと改めて実感しましたけれども、今後、何か改善を求める声があった際には丁寧に対応をとということで、以上です。終わります。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「令和3年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（間宮美季君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（間宮美季君） 日程第7「議案第10号 令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第10号「令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,945万2,000円とするものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第10号「令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」について、補足して御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ281万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億5,945万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。

第5款繰入金は、財政調整基金繰入金を財源調整のため509万8,000円を減額し、第6款繰越金は、前年度繰越金として791万5,000円を増額するものでございます。

8、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、281万7,000円を増額するもので、内訳は、第12節委託料につきましては、入札の不調により多摩六都科学館中長期保全計画策定業務を462万円減額する一方、多摩六都科学館中長期保全計画策定業務の一部でありました大型空調機更新基本計画策定等業務を198万円新たに追加することにより264万円を減額し、第24節積立金につきましては、前年度の決算剰余金を財政調整基金に545万7,000円を積み立てるものでございます。

令和4年度一般会計補正予算（第1号）についての説明は以上でございます。

○議長（間宮美季君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号「令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、お礼の御挨拶をさせていただきます。

本日は、組合議員の皆様には大変御多用の中、科学館組合議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。

また、議案を御審議いただき、御決定をいただきまして、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しておりますが、令和4年度の入館者数は、回復傾向が続いている状況でございます。引き続き指定管理者と協力し、多くの圏域市民の皆様にご利用いただける科学館を目指してまいりますので、議員の皆様方には引き続き御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（間宮美季君） ここで、議事には直接は関係ないのですが、10番 田中のりあき議員より御意見、御質問があるということですので、発言を許可いたします。

○10番（田中のりあき君） 議長、ありがとうございます。

これは（冊子を提示）、ある方が、事務所に置いているんですけど、最初はぴったりしていたものなんですけど、置いているうちに、これはまだ少し直したそうなんですけど、こういうふうに開いてしまって、紙質の問題なのか、一般的には置いておいても別にこれが曲が

ってしまうということはないと思うんですけども、ぜひこういうことがないように紙質について改善をしていただきたいという提案でございます。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 御指摘の点については、今後の作成において注意させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（間宮美季君） 貴重な御意見ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 間 宮 美 季

多摩六都科学館組合議会議員 田中 のりあき

多摩六都科学館組合議会議員 福 室 英 俊

多 摩 六 都 科 学 館
組 合 議 会 会 議 録

令和4年 12月発行

編集兼
発行者 多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982